

路線バス事業者における外国人材確保業務委託仕様書

本仕様書は、福井県が発注する路線バス事業者における外国人材確保業務委託（以下、「本委託業務」という。）を受注する者（以下、「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名

路線バス事業者における外国人材確保業務

2 委託業務の目的

本委託業務は、運転士不足による減便が進む県内の路線バス事業者において、外国人材の確保を促進するため、路線バス事業者2社に対して、外国人運転士の受入れに向けた専門家による伴走支援および採用に係る支援を行うことを目的とする。

3 委託料

上限額 34,538,000 円（消費税および地方消費税を含む）

（内訳）

令和8年度：16,338,000円

令和9年度：18,200,000円

4 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日（金）まで

本委託業務は複数年度にわたる債務負担行為に係る契約であり、令和9年度の業務実施については当該年度の予算が議会において議決・成立した場合にのみ効力を生じるものとする。なお、予算が成立しなかった場合は、本契約を終了するものとし、この場合において福井県は受託者に対して契約終了に伴う損害賠償等の責任を負わないものとする。

5 委託業務の内容

事業責任者および支援者（兼務可）を配置し、履行期間終了日までに外国人材を特定技能（自動車運送業）の在留資格で県内路線バス事業者2社の運転士として、計13名を採用できるよう支援すること。また、路線バス運転士として運転可能な水準に達することができるよう支援すること。なお、事業責任者および支援者の主たる勤務地は福井県外であっても差し支えないが、本委託業務の円滑な遂行に支障が生じる事態や緊急を要する事態等が発生した場合は、速やかに福井県において現地対応に当たること。

また、受託者は国の制度改正や他自治体の類似事業等について情報収集を行うとともに、必要に応じて福井県およびバス事業者への情報提供並びに質問への対応を行うこと。

上記の業務遂行に当たり、下記（1）から（4）の業務を行うこと。

(1) 現地養成

下記のとおり、国外の拠点において外国人材の募集(送出国の選定含む)・養成を行うこと。なお、応募・養成および各種手続に係る費用(受験料、証明書発行手数料、健康診断費用等)は原則として受託者が負担し、外国人材への請求は行わないこと。

ア 講座設計

(ア) カリキュラムの作成

入国に向けて、下記の内容を含むカリキュラムを作成すること。作成に当たっては受託者が主体となり、福井県およびバス事業者との連携を図ること。なお、カリキュラムの最終決定においては、福井県およびバス事業者の承認を得ること。

- ・日本語教育(日本語能力試験(JLPT)N3相当以上)
- ・特定技能評価試験対策
- ・外国運転免許証から日本の運転免許証への切り替え(以下、「外免切替」という。)に係る試験対策または日本の運転免許取得対策
- ・大型自動車第二種運転免許(以下、「大型二種免許」という。)取得に向けた試験対策
- ・日本の文化やマナー(ビジネスマナー含む)の習得
- ・福井県の魅力
- ・就職予定事業者の魅力 等

(イ) 募集・選考方法の決定

募集方法、応募要件および選考方法については福井県およびバス事業者と協議の上、決定すること。なお、応募要件については、現地の運転免許を保有していることを必須とする。

(ウ) 現地視察に対する支援

バス事業者が現地視察を希望した場合は、視察先との調整・宿泊施設等の手配を支援するとともに、視察に同行すること。

イ 外国人材の募集

参加申込書について、氏名、生年月日、性別、最終学歴、保有資格(日本語能力試験、運転免許等)、過去の日本滞在歴等を一覧化し、福井県およびバス事業者に提示すること。

ウ 選考および健康診断の実施

下記のとおり選考を行うこと。なお、いずれの場合も決定した養成候補者に対し、健康診断(安全な運行に支障をきたす疾患の有無、深視力検査等)を実施すること。

(ア) 養成開始前にバス事業者の採用内定を必要としない場合

上記ア(イ)の決定内容により受託者において選考し、養成候補者を福井県およびバス事業者に提示すること。養成人数については13名以上とし、企画提案時の提案人数とすること。

(イ) 養成開始前にバス事業者の採用内定を必要とする場合

バス事業者が選考を実施することとし、実施に当たり、下記(2)アと同等の支援を行うこと。

エ 養成

上記ア（ア）により構築したカリキュラムに基づき、外国人材の養成を行うこと。なお、教材・資料等の翻訳は、受託者において行うこと。

オ 自動車運送業分野特定技能協議会への加入

受託者は、下記（２）アによる人材紹介を行うときまでに、国土交通省が設置する「自動車運送業分野特定技能協議会」の構成員となること。また、本委託業務の期間中は、継続して同協議会の構成員としての地位を保持すること。

（２）入国支援

特定技能外国人の受入れにおける義務的支援に加えて下記の支援を行うこと。

ア 面接・採用支援、人材紹介

人材紹介に当たり、求人票や求職者情報、労働条件通知書や雇用契約書等の翻訳、オンラインによる面接環境の整備および支援（通訳を含む）等を行うこと。バス事業者が現地での面接を希望した場合は、宿泊施設等の手配を支援するとともに、面接に同行（通訳を含む）すること。

イ 特定自動車運送準備外国人支援計画の作成支援について

バス事業者における標記計画の作成を支援すること。

ウ 在留資格等申請支援（特定活動）

バス事業者、外国人材の双方に対して入国に向けた各種申請に係る支援を行うほか、外国人材の申請に係る費用（旅券取得費用以外の提出書類の発行手数料を含む）について受託者が負担すること。

エ 渡航費・国内交通費等の負担

外国人材の渡航費および国内の移動に係る費用（行程上、宿泊を要する場合は宿泊費を含む）の一切を受託者が負担すること。

オ バス事業者向け受入れ準備講座の実施

外国人材の受入れに当たり、配慮すべき点や、やさしい日本語についての講座をバス事業者２社に対し各１回以上実施すること。会場は各バス事業者において手配するが、講座の実施に必要な機材は原則として受託者が持参すること。なお、調整の上、２社合同で実施することも差支えないが、この場合の会場は受託者が手配すること。

（３）入国後支援

ア 外国人材に対する支援

特定技能外国人の受入れにおける義務的支援に加えて下記の支援を行うこと。ただし定期面談については義務的支援において実施する面談を含めた回数とする。

（ア）相談環境の整備および定期面談

外国人材が母国語で気軽に相談できる環境（オンラインチャットやメール等）を整えること。また、１か月に１回以上、外国人材との母国語による定期面談を実施すること。

なお、定期面談については外国人材の意向により、実施回数を縮減する場合があるため留意すること。

(イ) 外免切替等の手続に係る支援（大型二種免許の取得は含まない）

外免切替または日本の運転免許取得に向けて、手続きに伴う提出書類の手配（発行機関への申請（同行含む）等）、申請に係る支援を行うこと。

また、受験に向けて対策講座等を手配し、費用を負担するとともに、学習の進捗状況について、随時福井県およびバス事業者に共有すること。なお、利用する講座・教習所はバス事業者と調整の上、決定すること。

(ウ) 日本語学習環境の整備および教材の提供

本事業に参加した外国人材が入国後も継続して日本語能力向上のための学習に取り組めるよう、スマートフォン等で利用可能な日本語学習環境を整備すること。

(エ) 在留資格等申請支援（特定活動→特定技能）

各種申請に係る支援を行うほか、申請に係る費用（申請費用、提出書類の発行手数料等）について受託者が負担すること。

イ バス事業者に対する支援

バス事業者2社に対し、下記の支援を実施すること。

(ア) 定期面談

入国後2か月間は週に1回以上、入国後3か月目から12か月目までは1か月に1回以上、バス事業者との面談を実施すること。

なお、バス事業者の意向により、面談回数を縮減する必要があるため留意すること。

(イ) 特定技能外国人支援計画書等の作成支援

在留資格等申請に伴い、標記計画等の作成を支援すること。

(ウ) その他全般的な支援

定期面談のほか、恒常的に電話やメール等で相談が可能な環境を整えることとし、急を要する場合は外国人材へのヒアリングや通訳者の派遣等に協力すること。

(4) 事業計画および事業報告

ア 事業計画

受託者は、委託契約締結後速やかに提案内容を基に「事業計画書」を作成の上、福井県の承認を得ること。

なお、当該計画を変更する場合には、速やかに「変更申請書」（任意様式）を福井県に提出し、承認を得ること。

イ 月次報告

事業進捗および定期面談の結果について、毎月10日までに福井県およびバス事業者あてに報告書（任意様式）を提出すること。ただし、各年度の3月分実績報告は各年度の3月31日までに福井県へ提出すること。また、福井県およびバス事業者から進捗状況に関する問合せがあった場合は、上記期日に関わらず速やかに対応すること。

ウ 年次報告

受託者は各年度の履行実績について、別途福井県の指定する期日までに電子データにより報告すること。報告様式については任意とするが、報告書案については事前に確認すること。

6 再委託について

受託者は、必要に応じて事業の一部について再委託を行うことができる。再委託を行う場合は、再委託承認申請書（任意様式）により申請の上、福井県の承認を受けること。

ただし、現地養成のうち日本語教育の再委託先については、原則他業種を含めた支援業務で受託者と取引実績がある業者に限る。

この仕様書に定める事項について、再委託先においても受託者と同様に順守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負うものとする。

7 個人情報の保護について

「個人情報の保護に関する法律」および契約約款別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守して業務を行うこと。

8 特記事項

- (1) 委託業務の実施に当たり、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。
- (2) 法令の改正等があった場合で、業務内容の変更を要するときは、福井県と速やかに協議すること。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (4) 福井県は受託者が本委託業務の遂行に必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打合せを行う。

受託者は、本委託業務の遂行に当たり知り得た一切の事項および提供を受けたデータ並びに資料について、外部に漏洩がないようにし、目的外に使用しないこと。なお、本委託業務の終了または解除された後においても同様とする。

- (5) 成果品は著作権を含め全て福井県の所有とする。受託者は福井県の許可なく他に公表、貸与または使用してはならない。
- (6) 本委託業務に関する事故等は、福井県に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または本委託業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、双方の協議により定めることとする。